

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：北秋田市下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業，特定環境保全公共下水道事業（公共下水道事業）		
事業開始年月日	H2.4.1（公共下水道事業）	地方公営企業法の適用・非適用	適用 ✓ 非適用
団体名	-	職員数（H19.4.1現在）	13 11（公共下水道） 2（特定環境保全公共下水道）
構成団体名	-		

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	542(H18)	公営企業債現在高（百万円）	9,710.0 ^{8,660.9（H18公共下水道事業）} ^{1,049.1（H18特定環境保全公共）}
累積欠損金（百万円）	-	利益剰余金又は積立金（百万円）	0
不良債務（百万円）	-	財政力指数	0.285(H18)
資金不足比率（％）	資金不足額なし（H18）	実質公債費比率（％）	17.7(H19)
		経常収支比率（％）	94.9(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成17年3月22日 合併前市町村：鷹巣町，森吉町，阿仁町，合川町〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	北秋田市公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	北秋田市長 岸 部 陞
既存計画との関係	「北秋田市中心改革プラン」計画期間 平成17年度～平成21年度
公表の方法等	3月議会で議会説明（予定）、市広報及びホームページ
基本方針	市民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全、若者の定住促進等の地域作りのため継続して安定的な下水道事業とするための健全経営を図ることを目的とする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	4.5	4.2	0	8.7
	補償金免除額	0.7	1.2	0	1.9
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	13.6	0	0	13.6
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	6.9	1.9	0	8.7

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	4,512	4,180	0	8,692
合 計 (A)		4,512	4,180	0	8,692
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	
公営企業で負担するもの (A)-(B)		4,512	4,180	0	8,692

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	13,600	0	0	13,600
合 計 (A)		13,600	0	0	13,600
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)			0	0	
公営企業で負担するもの (A)-(B)		13,600	0	0	13,600

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	6,861	1,856	0	8,717
合 計 (A)		6,861	1,856	0	8,717
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	
公営企業で負担するもの (A)-(B)		6,861	1,856	0	8,717

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容																				
財務上の特徴	<p>北秋田市下水道事業計画は、合併時に旧町の計画をそのまま引継ぎ、鷹巣処理区14,300人、合川処理区2,000人、米内沢処理区4,200人、阿仁合処理区2,500人、計4処理区23,000人の計画で整備を行っている。総務省の平成17年度下水道事業経営指標により本市と同類型の平均との比較では、使用料単価は同程度であるにもかかわらず、汚水処理原価で233.7円、維持管理費原価で91.5円、資本費原価で142.21円上回っている。維持管理費は、浄化センターが4箇所分散していることから、また資本費は中山間地であること、処理区域内人口密度が低いことから面積あたりの投資額が大きい反面、有収水量が低く汚水処理原価が割高になっている。</p>																				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="501 501 660 539">課 題</td> <td data-bbox="660 501 1337 539">給与水準・定員管理の適正合理化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="501 539 1337 786"> <p>合併時総合支所としたことや料金・負担金システムが旧町毎に異なっていたこと等から、合併前と比較して職員数が4名増となった。また、臨時職員を非常勤一般職員としたため18年度からさらに1名の増となり収益的収支に占める人件費が増加している。料金は平成18年度に、負担金は平成19年度にシステム統合を終了する。また、平成20年度機構改革により下水道課と水道課を統合し上下水道課とする計画であり管理職職員の減、水道と業務を統合することによる維持管理部門の職員の適正化が見込まれる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 786 660 824">課 題</td> <td data-bbox="660 786 1337 824">維持管理等サービス供給コストの節減・合理化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="501 824 1337 987"> <p>維持管理上外部委託できるものは可能な限り民間に委託しているが、委託の範囲をさらに広げ建物管理、資材・薬品等の調達、修繕などを含めた包括的委託も検討する必要がある。また、農業集落排水施設や浄化槽を含め維持管理を一元化し一括管理できないか等も検討課題である。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 987 660 1025">課 題</td> <td data-bbox="660 987 1337 1025">水洗化率の向上</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="501 1025 1337 1173"> <p>類型平均の水洗化率64.8%に対して18年度末62.0%である。鷹巣処理区は、新規供用開始区域があることから現在の水洗化率を維持することを、他の処理区については面整備がほぼ終了することから早期に70%以上となるよう有収水量の改善に取り組みたい。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1173 660 1211">課 題</td> <td data-bbox="660 1173 1337 1211">資本投下の抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="501 1211 1337 1294"> <p>現在、北秋田市生活排水処理整備基本構想を策定中であり地域の特性にあった効率的な整備を計画したい。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1294 660 1332">課 題</td> <td data-bbox="660 1294 1337 1332">料金水準の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="501 1332 1337 1659"> <p>市の下水道事業については、事業着手が遅かったことからこれまで面整備、供用区域の拡大に重点をおいて進められてきた。平成18年度末の投資額は20,133.4百万円でありその財源の51.6%10,379.4百万円を地方債で賄ってきた。今後地方債元利償還費が下水道経営を悪化させる最大の要因となってくる。一方で使用料収入は、供用間もない処理区もあり維持管理費用の69.5%を回収しているに過ぎず、不足分は一般会計からの繰入金金を充てている状況である。下水道経営の健全化のために委託内容の拡大、業務・単年度建設規模の見直しによる職員の適正配置、水洗化率の改善による有収水量の確保の経営改善に努めるとともに、汚水処理原価の24.7%にとどまっている使用料単価についても適切な負担となるよう検討したい。</p> </td> </tr> </table>	課 題	給与水準・定員管理の適正合理化	<p>合併時総合支所としたことや料金・負担金システムが旧町毎に異なっていたこと等から、合併前と比較して職員数が4名増となった。また、臨時職員を非常勤一般職員としたため18年度からさらに1名の増となり収益的収支に占める人件費が増加している。料金は平成18年度に、負担金は平成19年度にシステム統合を終了する。また、平成20年度機構改革により下水道課と水道課を統合し上下水道課とする計画であり管理職職員の減、水道と業務を統合することによる維持管理部門の職員の適正化が見込まれる。</p>		課 題	維持管理等サービス供給コストの節減・合理化	<p>維持管理上外部委託できるものは可能な限り民間に委託しているが、委託の範囲をさらに広げ建物管理、資材・薬品等の調達、修繕などを含めた包括的委託も検討する必要がある。また、農業集落排水施設や浄化槽を含め維持管理を一元化し一括管理できないか等も検討課題である。</p>		課 題	水洗化率の向上	<p>類型平均の水洗化率64.8%に対して18年度末62.0%である。鷹巣処理区は、新規供用開始区域があることから現在の水洗化率を維持することを、他の処理区については面整備がほぼ終了することから早期に70%以上となるよう有収水量の改善に取り組みたい。</p>		課 題	資本投下の抑制	<p>現在、北秋田市生活排水処理整備基本構想を策定中であり地域の特性にあった効率的な整備を計画したい。</p>		課 題	料金水準の適正化	<p>市の下水道事業については、事業着手が遅かったことからこれまで面整備、供用区域の拡大に重点をおいて進められてきた。平成18年度末の投資額は20,133.4百万円でありその財源の51.6%10,379.4百万円を地方債で賄ってきた。今後地方債元利償還費が下水道経営を悪化させる最大の要因となってくる。一方で使用料収入は、供用間もない処理区もあり維持管理費用の69.5%を回収しているに過ぎず、不足分は一般会計からの繰入金金を充てている状況である。下水道経営の健全化のために委託内容の拡大、業務・単年度建設規模の見直しによる職員の適正配置、水洗化率の改善による有収水量の確保の経営改善に努めるとともに、汚水処理原価の24.7%にとどまっている使用料単価についても適切な負担となるよう検討したい。</p>	
課 題	給与水準・定員管理の適正合理化																				
<p>合併時総合支所としたことや料金・負担金システムが旧町毎に異なっていたこと等から、合併前と比較して職員数が4名増となった。また、臨時職員を非常勤一般職員としたため18年度からさらに1名の増となり収益的収支に占める人件費が増加している。料金は平成18年度に、負担金は平成19年度にシステム統合を終了する。また、平成20年度機構改革により下水道課と水道課を統合し上下水道課とする計画であり管理職職員の減、水道と業務を統合することによる維持管理部門の職員の適正化が見込まれる。</p>																					
課 題	維持管理等サービス供給コストの節減・合理化																				
<p>維持管理上外部委託できるものは可能な限り民間に委託しているが、委託の範囲をさらに広げ建物管理、資材・薬品等の調達、修繕などを含めた包括的委託も検討する必要がある。また、農業集落排水施設や浄化槽を含め維持管理を一元化し一括管理できないか等も検討課題である。</p>																					
課 題	水洗化率の向上																				
<p>類型平均の水洗化率64.8%に対して18年度末62.0%である。鷹巣処理区は、新規供用開始区域があることから現在の水洗化率を維持することを、他の処理区については面整備がほぼ終了することから早期に70%以上となるよう有収水量の改善に取り組みたい。</p>																					
課 題	資本投下の抑制																				
<p>現在、北秋田市生活排水処理整備基本構想を策定中であり地域の特性にあった効率的な整備を計画したい。</p>																					
課 題	料金水準の適正化																				
<p>市の下水道事業については、事業着手が遅かったことからこれまで面整備、供用区域の拡大に重点をおいて進められてきた。平成18年度末の投資額は20,133.4百万円でありその財源の51.6%10,379.4百万円を地方債で賄ってきた。今後地方債元利償還費が下水道経営を悪化させる最大の要因となってくる。一方で使用料収入は、供用間もない処理区もあり維持管理費用の69.5%を回収しているに過ぎず、不足分は一般会計からの繰入金金を充てている状況である。下水道経営の健全化のために委託内容の拡大、業務・単年度建設規模の見直しによる職員の適正配置、水洗化率の改善による有収水量の確保の経営改善に努めるとともに、汚水処理原価の24.7%にとどまっている使用料単価についても適切な負担となるよう検討したい。</p>																					
留意事項	<p>組織機構改革により、上水道事業課と下水道事業課の統合が予定されている。料金システムはすでに上下水道統一したシステムとなっており、賦課収納等業務部門の統合を図ることにより双方の会計にとって定員管理、維持管理コストの合理化、適正化を図ることが可能となるため調整を進めて参りたい。</p>																				

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	62.0	61.0	50.0	53.0	62.0	66.0	62.0	61.0	59.0	54.0
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資金不足額 (R)										
営業収益 - 受託工事収益 (B)-(C) (S)	66.0	93.8	113.6	130.7	141.0	163.0	167.7	211.9	226.8	238.6
資金不足比率 ((R)/(S)×100)										
積立金現在高										
企業債現在高	7,561.6	8,175.7	8,704.9	9,178.9	9,710.0	10,137.8	10,209.5	10,216.6	10,235.6	10,236.3
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	7,561.6	8,175.7	8,704.9	9,178.9	9,710.0	10,137.8	10,209.5	10,216.6	10,235.6	10,236.3
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)
収益的収支分	79.5	66.2	45.0	105.3	173.9	268.3	236.4	225.2	223.6	214.8
うち基準内繰入金	25.6	23.1	20.8	18.3	108.6	157.6	145.8	169.0	172.1	170.3
うち基準外繰入金	53.9	43.1	24.2	87.0	65.3	110.7	90.6	56.2	51.5	44.5
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	53.9	43.1	24.2	87.0	65.3	110.7	90.6	56.2	51.5	44.5
資本的収支分	218.0	220.6	283.8	307.0	227.1	178.1	200.1	254.6	274.3	298.1
うち基準内繰入金	99.7	113.9	115.1	113.9	93.7	76.8	66.9	59.0	45.5	36.3
うち基準外繰入金	118.3	106.7	168.7	193.1	133.4	101.3	133.2	195.6	228.8	261.8
うち赤字補てん的なもの	118.3	106.7	168.7	193.1	133.4	101.3	133.2	195.6	228.8	261.8

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	24.1	24.3	22.7	22.1	24.7	24.4	25.1	29.7	29.2	27.7	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	62.0	61.0	50.0	53.0	62.0	66.0	62.0	61.0	59.0	54.0	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	27.7	18.2	14.4	28.0	36.9	47.6	43.4	39.5	38.8	37.6
	うち基準内繰入金	(%)	8.9	6.3	6.6	4.9	23.0	27.9	26.7	29.6	29.8	29.8
	うち基準外繰入金	(%)	18.8	11.8	7.7	23.1	13.8	19.6	16.6	9.8	8.9	7.8
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)	18.8	11.8	7.7	23.1	13.8	19.6	16.6	9.8	8.9	7.8
	資本的収入分	(%)	13.8	13.6	15.8	21.2	14.1	11.6	23.4	28.8	29.6	29.8
	うち基準内繰入金	(%)	6.3	7.0	6.4	7.9	5.8	5.0	7.8	6.7	4.9	3.6
	うち基準外繰入金	(%)	7.5	6.6	9.4	13.3	8.3	6.6	15.6	22.1	24.7	26.2
うち赤字補てん的なもの	(%)	7.5	6.6	9.4	13.3	8.3	6.6	15.6	22.1	24.7	26.2	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価₁ / 給水原価₂ × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	【 財務状況の分析 ・ 】 18年度決算における営業費用に対する使用料金収入は69.5%である。計画期間でこれを改善するため、平成21年度において17.4%の改定を行い単年度での営業費用100%の回収を図る。また、有収水量の増加により22年度以降は資本費の一部についても賄える見込である。有収水量については、平成19年度～平成21年度で面整備を終える米内沢、合川、阿仁合処理区については、平成24年度水洗化率70%を目標に設定し鷹巣処理区については、面整備中であるため、過去の有収水量の伸びを参考にして年8%の増加率として算定した。
2 他会計繰入金の見込み	【 財務状況の分析 ～ 】 4処理区において事業実施中のため、今後も資本費は著しく増加する。現在の使用料金収入では、資本費は賄えないのが現状であり、資本費平準化債を償還元金、利息の一部に充当し不足分を一般会計からの繰入金で賄っている。平成21年度に使用料金の改定を行ったとしても、平成23年度収支計画では、収益的収支で44,500千円、資本的収支で261,800千円の基準外繰入金を必要とする。平成18年度の下水道事業に係る財政措置の見直しによる使用料対象資本費となるよう計画期間後も適正な使用料改定を行なう必要がある。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	【 財務状況の分析 】 建設改良費は、これまで年1,300,000千円規模で面整備区域の拡大を図ってきたが、鷹巣処理区以外の面整備の完了見込もついたことから、平成20年度以降の建設改良費は縮小する計画である。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	組織機構改革による課の統廃合計画があり管理職人件費を減とした。また、建設改良計画の縮小により、平成21年度から資本費に係る人件費を1名減とした。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="145 300 611 1091"> <tr> <td data-bbox="145 300 611 427">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="611 300 2136 427">市職員の定員適正化計画に基づき適正化を図る。平成20年度実施が予定されている組織機構改革により、課の統廃合が実施され上水道、下水道部門で管理職が1名減になる予定である。また、建設改良事業規模の縮小、業務部門の適正化により職員定数の見直しが可能である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 427 611 533">給与のあり方</td> <td data-bbox="611 427 2136 533"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 533 611 676">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="611 533 2136 676"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 676 611 810">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="611 676 2136 810">該当なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 810 611 954">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="611 810 2136 954">平成17年度から定年退職者の退職時特別昇給制度を廃止している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 954 611 1091">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="611 954 2136 1091"></td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	市職員の定員適正化計画に基づき適正化を図る。平成20年度実施が予定されている組織機構改革により、課の統廃合が実施され上水道、下水道部門で管理職が1名減になる予定である。また、建設改良事業規模の縮小、業務部門の適正化により職員定数の見直しが可能である。	給与のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	該当なし	退職時特昇等退職手当のあり方	平成17年度から定年退職者の退職時特別昇給制度を廃止している。	福利厚生事業のあり方		
地方公務員の職員数の純減の状況	市職員の定員適正化計画に基づき適正化を図る。平成20年度実施が予定されている組織機構改革により、課の統廃合が実施され上水道、下水道部門で管理職が1名減になる予定である。また、建設改良事業規模の縮小、業務部門の適正化により職員定数の見直しが可能である。												
給与のあり方													
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方													
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	該当なし												
退職時特昇等退職手当のあり方	平成17年度から定年退職者の退職時特別昇給制度を廃止している。												
福利厚生事業のあり方													
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <table border="1" data-bbox="145 1198 611 1474"> <tr> <td data-bbox="145 1198 611 1342">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="611 1198 2136 1342">維持管理費の中で浄化センター管理費について大きな比率を占めるのが、汚泥処理費用である。現在、民間の産業廃棄物中間処理事業者にその処理を委託しているが、その経費は処理水量に比例して増加している。県では秋田県北部広域汚泥処理計画を策定中でありその動向を見極めたい。また、他の自治体では、一般廃棄物と一緒に焼却処分している例もあり、ごみ焼却場の耐用年数、更新計画に併せて混焼可能な焼却炉導入検討の働きかけなど、汚泥処理費用の削減につながる処分方法の検討を行いたい。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1342 611 1474">指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</td> <td data-bbox="611 1342 2136 1474">米内沢、合川、阿仁合各浄化センターの水処理設備の増設による処理水量の増加に伴い、維持管理費は今後も増加することが見込まれるが、包括的委託との経費比較も検討しより効率的な方法を選択する必要がある。また、浄化槽法に基づいて管理される農業集落排水施設も含めて一元管理できないかも検討する必要がある。</td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	維持管理費の中で浄化センター管理費について大きな比率を占めるのが、汚泥処理費用である。現在、民間の産業廃棄物中間処理事業者にその処理を委託しているが、その経費は処理水量に比例して増加している。県では秋田県北部広域汚泥処理計画を策定中でありその動向を見極めたい。また、他の自治体では、一般廃棄物と一緒に焼却処分している例もあり、ごみ焼却場の耐用年数、更新計画に併せて混焼可能な焼却炉導入検討の働きかけなど、汚泥処理費用の削減につながる処分方法の検討を行いたい。	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	米内沢、合川、阿仁合各浄化センターの水処理設備の増設による処理水量の増加に伴い、維持管理費は今後も増加することが見込まれるが、包括的委託との経費比較も検討しより効率的な方法を選択する必要がある。また、浄化槽法に基づいて管理される農業集落排水施設も含めて一元管理できないかも検討する必要がある。									
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	維持管理費の中で浄化センター管理費について大きな比率を占めるのが、汚泥処理費用である。現在、民間の産業廃棄物中間処理事業者にその処理を委託しているが、その経費は処理水量に比例して増加している。県では秋田県北部広域汚泥処理計画を策定中でありその動向を見極めたい。また、他の自治体では、一般廃棄物と一緒に焼却処分している例もあり、ごみ焼却場の耐用年数、更新計画に併せて混焼可能な焼却炉導入検討の働きかけなど、汚泥処理費用の削減につながる処分方法の検討を行いたい。												
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	米内沢、合川、阿仁合各浄化センターの水処理設備の増設による処理水量の増加に伴い、維持管理費は今後も増加することが見込まれるが、包括的委託との経費比較も検討しより効率的な方法を選択する必要がある。また、浄化槽法に基づいて管理される農業集落排水施設も含めて一元管理できないかも検討する必要がある。												

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組 ・ 使用料水準は、類型他団体と同程度であるものの、維持管理費原価で91.5円資本費原価で142.21円上回っている。計画期間内で維持管理費の100%となる使用料水準へ引き上げたい。また、有収水量増加に直結する水洗化率については、面整備終了区域について早期に70%となるよう普及活動に取り組みたい。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	経営健全化や財務状況に関する情報公開 北秋田市集中改革プラン同様広報、ホームページで公表したい。 行政評価の導入 平成20年度実施予定の組織機構改革も考慮し現在策定中である。
5 その他	現在北秋田市生活排水処理整備基本構想の策定作業中であり、地域の特性にあった効率的な汚水処理整備を計画したい。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成20年度に予定されている組織機構改革により上下水道課となった場合、管理職職員の1名の減、賦課収納等業務部門の統合を図ることにより双方の会計にとって定員管理、維持管理コストの合理化、適正化を図ることが可能となるため水道事業者と調整を進めて参りたい。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	計画期間内に維持管理費100%を使用料金で回収するため、17.4%の使用料金改定を行い収益的収支における基準外繰入金の解消を図りたい。
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等
(5) 下水道事業

(単位:千円)

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	処理区域内人口(人)	9,137	10,013	10,876	12,912	13,554		14,279	14,802	15,013	15,013	15,163		
	A 増減		876	863	2,036	642		725	523	211	0	150	1,609	
	水洗便所設置済人口(人)	4,081	4,607	6,069	7,293	8,401	4,417	8,832	9,423	9,805	10,189	10,474		
	B 増減		526	1,462	1,224	1,108	4,320	431	591	382	384	285	2,073	
	水洗化率(%)	44.7	46.0	55.8	56.5	62.0		61.9	63.7	65.3	67.9	69.1		
	C 増減		1.3	9.80	0.70	5.50	17	-0.1	1.8	1.6	2.6	1.2	7.10	
	有収水量(m³)	440,440	569,298	701,569	804,937	892,550		976,830	1,064,358	1,148,314	1,224,437	1,293,729		
	D 増減		128,858	132,271	103,368	87,613	452,110	84,280	87,528	83,956	76,123	69,292	401,179	
	使用料単価(円/m³)	145.10	157.40	159.06	158.44	156.10		155.86	155.89	183.00	183.00	183.00		
	E 増減		12.30	1.66	-0.62	-2.34	11.00	-0.24	0.03	27.11	0.00	0.00	26.90	
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)	F 増減								17.4					
収納率(%)	G 増減			90.4	98.9	98.7	8.3	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8		
その他()	H 増減				8.5	-0.2		0.1	0	0	0	0		
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	8,247.7	12,800.3	11,722.8	9,468.5	10,058.2		10,846.2	16,298.1	18,632.0	23,544.6	25,196.8		
	増減		4,552.6	-1,078	-2,254	590	1,811	788.0	5,451.9	2,333.9	4,912.6	1,652.2	15,138.6	
	職員数(人)	8	8	12	13	13		10	9	9	9	9		
	増減		0	4	1	0	5	-3	-1	0	0	0	-4	
	管理運営費(千円)	466,758	502,733	626,528	711,402	766,545		857,085	873,460	934,405	983,679	1,051,479		
	I 増減		35,975	123,795	84,874	55,143	299,787	90,540	16,375	60,945	49,274	67,800	284,934	
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	J 増減		7,599	-1,077	-2,510	1,459	5,471	3,469	-1,014	3,230	3,282	3,823	
	汚水処理原価(円/m³)	K 増減		646.63	699.39	715.38	632.17	637.51	620.82	615.16	625.66	659.53		
	(汚水処理経費/有収水量)	L 増減		-413.12	52.76	15.99	-83.21	-427.58	5.34	-16.69	-5.66	10.50	33.87	
	汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	M 増減		-58.41	-1.18	37.18	-12.18	-34.59	21.02	-42.88	-14.62	-9.45	-11.85	
その他()														
使用料回収率(%) (E/K×1,000)	増減		13.3	24.3	22.7	22.1	24.7	24.4	25.1	29.7	29.2	27.7		
累積欠損金比率(%)	増減			11.0	-1.6	-0.6	2.6	-0.3	0.7	4.6	-0.5	-1.5		
企業債現在高(百万円)	増減		7,562	8,176	8,705	9,179	9,710	10,138	10,210	10,217	10,236	10,236		
			614	529	474	531		428	72	7	19	0		
収入の確保	使用料収入	63,929	91,509	111,590	127,537	139,329		152,250	165,928	210,141	224,071	236,752		
	改善額		27,580	20,081	15,947	11,792	75,400	12,921	26,599	70,812	84,742	97,423	292,497	
	有収水量の増加		27,580	20,081	15,947	11,792	75,400	12,921	26,599	39,721	51,649	62,524	193,414	
	使用料の適正化									31,091	33,093	34,899	99,083	
	収納率の向上													
その他()														
経営の効率化	管理運営費	466,758	502,733	626,528	711,402	766,545		857,085	873,460	934,405	983,679	1,051,479		
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	86,429	58,584	66,831	89,582	79,866		86,341	77,203	70,474	71,178	71,889		
	改善額		27,845	-8,247	-22,751	9,716	6,563	-6,475	2,663	9,392	8,688	7,977	22,245	
	職員給与と費の適正化		27,845	-8,247	-22,751	9,716	6,563	-6,475	2,663	9,392	8,688	7,977	22,245	
	維持管理費(上記以外)の適正化													
	うち職員給与と費中の退職手当													
	その他()													
改善額														
							計画前5年間改善額 合計	81,963					改善額 合計	314,742

計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を記載すること。

「収入の確保」その他 例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

「経営の効率化」その他 例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など)、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

使用料適正化の考え方

類型他団体と比べて割高となっている維持管理費について、事務の見直しによる効率化、人員配置の適正化を図るとともに水洗化率向上に努め有収水量の増加を図ったうえで将来とも健全な下水道経営となるよう使用料の適正化を図ってまいりたい。

民間委託の取組状況

民間委託可能なものについては委託している状況であるが、包括的委託との経費比較、今後も増加する汚泥処理経費について処分方法の検討を行いより効率的な方法を選択し経営改善に取り組みたい。

その他に記載された項目に関する取組等

「北秋田市生活排水処理整備基本構想」を策定し地域特性にあった効率的な汚水処理整備に取り組みたい。

(参考) 補償金免除額 1,874